

市町村合併促進プラン

（市町村合併の更なる推進のための「片山プラン」）

平成15年5月8日

1 . 個別地域に対する重点的な取組の展開

総務省としての積極的な取組

ア 総務省・市町村合併推進本部の改組・拡充

- ・現行の総務省・市町村合併推進本部を総務副大臣を本部長に改組。
- ・「市町村合併相談センター」を総務省・市町村合併推進本部内に新設。
センター内に相談員を設置。
- ・政府・市町村合併支援本部との連携を一層強化。
- ・市町村合併の検討が特に要請される個別具体の地域について、都道府県の要請に応じて、当該地域の市町村長、住民等との直接対話による助言を実施。
- ・全国の市町村合併の状況等について積極的に情報提供・広報を展開。

イ ブロック別シンポジウムの開催

- ・市町村合併の検討が特に要請される地域を中心に、政府・市町村合併支援本部員、学識経験者等による住民対話も含んだ形式でのシンポジウムをブロック毎に開催。

ウ 合併協議会連絡会議の開催

- ・法定協議会・任意協議会の会長等の参加による「合併協議会連絡会議」を開催し、市町村合併を検討する市町村間の横のつながりにより合併を促進。

都道府県の積極的な取組の要請

ア 「市町村の合併のパターン」のフォローアップの実施

- ・平成11年8月の指針により都道府県において作成した「市町村の合併の推進についての要綱」の「市町村の合併のパターン」について、市町村合併の推進状況等を踏まえたフォローアップの実施を要請。

イ 合併重点支援地域の指定の拡大

- ・上記アを基に、既に任意協議会が設置されている地域等について、合併重点支援地域の指定の拡大を要請。

ウ 都道府県の調整・勧告

- ・上記アに基づき、市町村合併特例法第16条第5項に基づく都道府県の調整又は地方自治法第252条の2第4項に基づく都道府県知事の合併協議会設置の勧告の積極的な運用を要請。

エ 都道府県による市町村合併に対する支援の充実

- 都道府県による合併市町村への権限移譲や都道府県事業の重点実施等の市町村合併への支援措置を更に充実することを要請。

オ 市町村合併に関する積極的な情報提供・広報

- 都道府県が、域内の市町村合併の状況等の市町村合併の最新情報について、広報誌等を通じて住民に対して積極的に情報提供・広報を行うことを要請。

2 . 積極的な広報の展開等

「市町村合併タウンミーティング」の開催

- ・市町村合併について国民の関心を更に高めるため、閣僚、知事、学識経験者等による、政府主催の「市町村合併タウンミーティング」を開催。

民間団体との連携による市町村合併の推進

- ・（社）日本青年会議所等の民間団体との協力による各種の連携事業の展開。

市町村合併に関する積極的な情報提供・広報の展開

- ・市町村合併の最新情報等について、積極的な情報提供・広報を展開。

3 . 市町村合併を推進するための法的対応

市となるべき要件の特例の延長

- 3 万市特例を市町村合併特例法の期限まで 1 年間延長。

現行の市町村合併特例法の経過措置

- 当該市町村の合併について、平成17年 3 月31日までに関係市町村が議会の議決を経て合併申請を行ったものについては、市町村合併特例法の財政支援等を引き続き適用する旨の経過措置を講ずることとし、現行特例法の改正法案を次期国会に提出。

市町村合併推進のための新たな法律の制定

- 現行の市町村合併特例法の失効（平成17年3月）以降の新たな市町村合併推進のための法律について、地方制度調査会における議論を踏まえて検討を行い、速やかに法律案を次期通常国会に提出。

ア 市町村合併に関する構想（仮称）の策定

- 新法においては、分権社会にふさわしい基礎的自治体を目指し、必要に応じて、都道府県が新しい合併パターン等を内容とする市町村合併に関する構想（仮称）を策定して、自主的な市町村合併を更に推進。

イ 都道府県によるあっせん、勧告等

- 都道府県が市町村合併に関する構想に基づき、必要に応じて、合併に関する勧告や、合併に取り組む市町村間の様々な合意形成に関するあっせん等を行う規定を創設し、調整機能を強化。

ウ 地域自治組織（仮称）制度の創設

- 合併により規模が拡大する基礎的自治体において住民自治を強化する観点から、合併前の旧市町村を単位として、基礎的自治体の事務のうち地域共同的な事務を処理するため、地域自治組織（仮称）を設けることができる制度を創設。（これにより、地域自治組織に旧市町村の名称を冠することにより、合併前の名称を残すことも可能に）
- 地域自治組織のタイプは、行政区的なタイプ（法人格を有しない）と、特別地方公共団体とするタイプ（法人格を有する）の2つとし、どちらかを選択できるものとする。

4 . 市町村合併の手続の迅速化

- 市制施行協議等に約 1 0 0 日程度要していた国の手続に要する期間を 3 0 日以内に短縮（合併して市となる際の総務省への内協議の廃止等）するとともに、都道府県に対しても手続の迅速化を要請。